

「北海道札幌あすかぜ高等学校部活動基本方針」

方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し不断の改善に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる点に留意する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動等

本校は、今年度、次の部活動及び同好会（以下「部活動」という）を設置する。

(ア) 体育系の部活動

- ・男子バレーボール部・バドミントン部・陸上競技部・ソフトテニス部・弓道部（高体連以後廃部）野球部

(イ) 文化系の部活動・局

- ・美術部・吹奏楽部・茶道部・漫画イラスト同好会（学校祭以後廃会）・放送局

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

- ・連絡先：〒006-0860 札幌市手稲区手稲山口254番地

電話 011-694-5033

E mail <http://www.asukaze.hokkaido-c.ed.jp>

担当 教頭

(3)年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

○各部（同好会）の責任者（以下「部活動顧問」という）は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成し、校長に提出する。

○部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守する。

○校長は、上記の各部活動の年間の計画、毎月の計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか確認し、必要に応じて指導・是正を行う。

○校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導する。

(4)指導・運営に係る体制の構築

○校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

○校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

○校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

○校長は、部活動指導員が、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させる。

○校長は、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

○「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』（平成30年3月28日北海道教育委員会決定）で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等も踏まえるよう留意する。

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、以下のことを指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- スポーツ医・科学の見地から休養を適切に取ることが必要であること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 指導は競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入すること。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導

校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 指導は分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入すること。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

3 適切な休養日等の設定

- 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
 - ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る）。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日3時間程度、学校の休業日4時間程度
 - ・定期考査1週間前より終了までは、原則として休養日とする。ただし、「部・局及び同好会規定」の第16条～第18条の場合を除く。
- 上記の基準を基本とするが、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を設定して総量を規制した上で、一定の要件の下、上記の基準によらない弾力的な設定を可能とする。
- 本道の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とするが、一定の制限の下、特例的な取扱いを可能とする。
- 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

○校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。

○校長は、部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的視点で行う。

○合同部活動は、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

(2) 地域との連携等

○校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

○校長は、参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実に向けて

○校長は、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

○女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

○校長は、部活動顧問に対して、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないことを指導・徹底する。

○校長は、部活動顧問に対して、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。

○校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努める。

○校長は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。また、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

校長は、国や道の動向を注視しながら、必要に応じて本方針の内容の見直しを行う。

付則 平成31年4月5日より施行